第1回国立大学法人東京工業大学債券 債券内容説明書

国立大学法人東京工業大学

- 1. 本債券内容説明書(以下「本説明書」という。)において記載する第1回国立大学法人東京工業大学債券(以下「本債券」という。)は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第33条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人東京工業大学(別途定める場合を除き、以下「本学」という。)が発行する債券です。
- 2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券(国立大学債)です。
- 3. 本債券については、金融商品取引法第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。また、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。
- 4. 本学の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」(平成 15 年 3 月 5 日国立大学法人会計基準 等検討会議)に準拠して作成されています。
- 5. 本説明書は、本学大岡山キャンパス内に備え置き閲覧に供するとともに、本学ホームページ(https://www.titech.ac.jp/0/about/disclosure/bond)にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

東京都目黒区大岡山 2-12-1 国立大学法人東京工業大学 財務部主計課決算グループ

目 次

第一部	証券情報
第1	募集要項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1	10.1.5 = 5 = 1.4 15.454
2	
3	
第二部	法人情報 ······9 法人の概況 ······10
第1	法人の概況 ・・・・・・・・・・・・10
1	
2	
3	3 事業の内容 ····································
4	- N4M N4M-
5	5 学生の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
6	5 教職員の状況 ······ 19
第2	事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ・・・・・・・・・・20
2	2. 事業等のリスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3	3 経営上の重要な契約等30
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ・・・・・30
第3	設備の状況 ・・・・・・・・・・・・38
1	設備投資等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
2	
3	8 設備の新設、除却等の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・39
第4	法人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
1	
2	
3	3 コーポレートガバナンスの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・41
第5	経理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
1	time: time is highlighter
2	2. 財務諸表48
3	8 監事監査報告書 ・・・・・・・・・131
第6	法人の参考情報 ・・・・・・・・・136
1	第 4 期中期目標・中期計画 ・・・・・・・・・・・・・ 136
2	2 主な関係法令ホームページアドレス ・・・・・・・・・・・・・ 156

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘			柄	第1回国立大学法人東京工業大学 債券	債券の総	額	金 30,000,000,000 円
記名	ム・無	記名の)別	_	発行価額の約	総額	金 30,000,000,000 円
各	 債 券	の金	額	1,000万円	申 込 期	間	令和 4 年 12 月 9 日
発	行	価	格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	,		各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利			率	年1.800%	払 込 期	日	令和 4 年 12 月 16 日
利	1	7	日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所		別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償	還	期	限	令和 44 年 3 月 17 日	振 替 機	関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募	集(の方	法	一般募集			
利点	急支持	仏の方	法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和5年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から令和4年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。			
償	還(の方	法	1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和44年3月17日にその総額を償還する。 (2) 本債券の償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。			
担			保	本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)の定めるところにより、国立大学法人東京工業大学(以下「当法人」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財務上	担制	保 提	供限	該当事項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)			
の特約	そ条	の他	の 項	該当事項なし			
摘			要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、本学は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAA+の信用格付を令和4年12月9日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、			

現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要 因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号03-6273-7471

2. 振替法の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受ける ものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) 法人法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債券の発行要項(以下「発行要項」という。)各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和4年12月9日付第1回国立大学法人東京工業大学債券募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める義務及び権限を有する。

4. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息の支払方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を 喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当 法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について 履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。 ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した 法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続 に相当する手続が開始されたとき。

5. 公告の方法

当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別 段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に これを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法 人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当法人は、当法人の大岡山キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 発行要項及び委託契約の公示

発行要項及び委託契約の謄本は当法人の大岡山キャンパス内及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 発行要項の変更

(1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要

項を変更することができる。

- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。
- 9. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- 10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払 代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	百万円 10,200 9,900 9,900	1. 引受人は本債券の 全額につき連帯し て買取引受を行 う。 2. 本債券の引受手数 料は総額 1 億 6,000万円とする。
	計	_	30,000	
債券	募集の受託会社の名称	住	所	
券に関する事務	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,000,000円	177,644,940 円	29,822,355,060円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 29,822,355,060 円は、2022 年 9 月に策定したサステナビリティボンド・フレームワーク (下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。) に基づき、全額を令和 14 年 3 月末までに、「キャンパス・イノベーションエコシステム構想 2031」(下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。) として特定された以下のプロジェクトに係る資金へ充当する予定である。

- 世界の研究ハブとしてのすずかけ台キャンパス再開発事業
- ・ キャンパス DX/スマート化とレジリエントな教育研究インフラの整備
- 最先端大型研究、産学官連携関連の設備の整備

サステナビリティボンドとしての適格性について

本学は、サステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「I CMA」という。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」(注 1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」(注 2)及び「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」(注 3)、環境省の「グリーンボンドガイドライン 2022 年版(Green Bond Guidelines 2022)」(注 4)並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版(Social Bond Guidelines 2021)」(注 5)に即したサステナビリティボンド・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)を策定した。

なお、株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)より、本フレームワークに対する第三者評価と して本フレームワークが原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得している。

- (注1) 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」とは、国際資本市場協会(I CMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行にかかるガイドラインである。
- (注 2) 「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021」とは、国際資本市場協会(I CMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されているソーシャルボンドの発行にかかるガイドラインである。
- (注 3) 「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021」とは、I CMA により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインである。
- (注 4) 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版 (Green Bond Guidelines 2022)」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月及び 2022 年 7 月に改訂したガイドラインである。

(注 5) 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版 (Social Bond Guidelines 2021)」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が 2021 年10 月に策定・公表したガイドラインである。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

サステナビリティボンドで調達した資金は、後述の適格クライテリアを満たす適格プロジェクト「キャンパス・イノベーションエコシステム構想 2031」に関する新規の支出に充当します。

<適格プロジェクト>

「キャンパス・イノベーションエコシステム構想 2031」

本構想は、田町キャンパス再開発を契機として、既存の3キャンパスを革新し、本学が生み出す知、人及び資金が循環し、さらにキャンパス外との有機的、発展的な産学官連携のネットワークに繋がる、本学ならではの「キャンパス・イノベーションエコシステム」を戦略的に構築していくことを目標としています。

本学は、歴史的にイノベーションを生み出し続けるという気風をもち、リベラルアーツの素養を兼ね備えた多くの優れた研究者や学生たちが集まっています。これらの人材、知財及び資金等、多様なリソースが循環し、新たなイノベーションを生み出すことができる環境をつくり、未来社会に貢献していきます。本学創立 150 周年の節目となる 2031 年までの 10 年間を「次の 100 年に向けた環境整備の 10 年」と位置付け、本構想を、本学の長期目標を実現するための戦略の一つとして、産学官連携の更なる強化と革新的なキャンパス環境整備を強力に推進していきます。

【グリーン適格クライテリア】

GBP 事業区分	適格クライテリア			
エネルギー効率	・ 2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新			
汚染防止及び抑制	設された同施行令第八条第四号に該当する事業かつ、			
	・ 本学の「キャンパス・イノベーションエコシステム構想 2031」			
	の一環として特定され、教育・研究を通じた環境課題の解決の			
	基礎となる事業			
グリーンビルディング	・ 2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新			
	設された同施行令第八条第四号に該当する事業かつ、			
	・ 下記①または②の環境認証を取得済または今後取得予定の不			
	動産			
	①CASBEE 建築(新築): S ランク、A ランク、B+ランク			
	②BELS 認証:5つ星、4つ星または3つ星			

【ソーシャル適格クライテリア】

SBP 事業区分	適格クライテリア
必要不可欠なサービスへの	・ 2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新
アクセス	設された同施行令第八条第四号に該当する事業かつ、
	・ 本学の「キャンパス・イノベーションエコシステム構想 2031」
【対象となる人々】	の一環として特定され、教育・研究を通じた社会的課題の解決
本学の研究者及び学生に加え、本学の研	の基礎となる事業
究の成果によって裨益する人々	

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

適格プロジェクトは、学長のリーダーシップのもと本学の運営にかかる戦略を一元的に統括する機関である 戦略統括会議がグリーン及びソーシャル適格クライテリアへの適合状況を確認の上選定し、役員会で議決を行います。

なお、資金使途は、教育・研究施設の建設・整備を主としており、工事に伴う環境負荷としては以下が想定されます。

- ・ 周辺への騒音、振動等
- ・ 工事車両等による交通への影響
- ・ 建設副産物の発生

また、本学における研究・教育活動に伴う環境負荷としては以下が想定されます。

- ・ エネルギー(電気・ガス等)の使用
- ・ 資源の消費
- ・ 一般廃棄物・産業廃棄物の発生・処理・搬出
- ・ 化学系廃棄物の発生・処理・搬出

上記の環境リスクについて、本学では学長をトップマネジメント、キャンパスマネジメント本部総合安全管理 部門長を環境管理責任者とする環境マネジメント推進体制のもと、資金使途となるプロジェクトの実施に伴う 負の影響の緩和・管理、及び環境負荷の低減に取り組みます。環境マネジメントにおけるリスクへの対応状況は、 毎年環境報告書において詳細を公表しています。

また本学では、教育・研究における教職員・学生・研究者等の個人データに関して、国立大学法人東京工業大学個人情報保護規程、国立大学法人東京工業大学個人情報管理規程及び国立大学法人東京工業大学特定個人情報管理規程に基づき、個人データの適切な管理のもと、個人の権利利益の保護を行っています。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンドによる調達資金は、本学の財務会計システムにより入出金管理を行います。入出金は 対象部署の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制です。また、資金充当状況に係る帳簿は、 財務会計システムに記録した上で償還まで保管する予定です。

本学においては、月次の財務状況を経理責任者から財務担当理事に報告しています。また、入出金を含む財務 状況全般について、毎年度、監査法人による会計監査を受けることとなっています。サステナビリティボンドに よる調達資金の未充当金は、現金又は現金同等物にて管理・運用する予定です。調達資金充当対象施設が火災等 災害により滅失した場合は、保険金により当該設備の復旧を予定しています。

4. レポーティング

本学は、適格プロジェクトへの資金充当状況については、調達資金の全額が充当されるまでの間、適格プロジェクトによる環境・社会への効果(インパクト・レポーティング)については、サステナビリティボンドの残高がある限り、以下の指標に基づき、本学ウェブサイトにて年に一回、実務上可能な範囲で開示します。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

- (1) 資金の充当状況に係るレポーティング
 - ① 充当したプロジェクトのリスト (プロジェクトの概要・進捗状況を含む)
 - ② 充当金額

- ③ 未充当残高(償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む)
- ④ 充当予定時期

(2) インパクト・レポーティング

【グリーン適格クライテリア】

GBP 事業区分	インパクト・レポーティング指標
エネルギー効率	・Tokyo Tech GXI における研究論文数
汚染防止及び抑制	・Tokyo Tech GXI における研究概要及び研究成果
	-研究拠点形成数及び GXI ラボ Seeds の技術連携・共同研究・社会実装
	-GXI ベンチャー企業設立数
グリーンビルディング	・対象不動産の環境認証の内容(CASBEE または BELS)
	・対象不動産の CO2 排出削減相当量
	・対象不動産のエネルギー消費量
	・対象不動産の再生可能エネルギー創出量(太陽光発電等)

【ソーシャル適格クライテリア】

SBP 事業区分	アウトプット指標例	アウトカム指標例	インパクト指標例
	(プロジェクトの進捗・結果)	(課題解決に伴う効果)	(アウトカムから発現する効果)
必要不可欠なサー	・キャンパス別の研究者数	・研究を通じた社会的成	世界最高峰の理工系総合大
ビスへのアクセス	・キャンパス別の学生数	果の事例	学の実現と新たなイノベー
		・キャンパス別の研究論	ションを通じた未来社会へ
		文数	の貢献